

第10次横浜市消費生活審議会第1回施策検討部会会議録

日 時	平成27年7月23日(木)10時~12時00分
開 催 場 所	関内中央ビル3階3A会議室
出 席 者	伊藤委員、榎本委員、佐藤委員、下嶋委員、鈴木義仁委員、多賀谷委員
欠 席 者	村委員
開 催 形 態	公開(傍聴者0人)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長の選出について 2 会議録確認者の選出について 3 消費者安全法について 4 横浜市の地域の現況について 5 横浜市における高齢者等に向けた消費安全に資する地域の見守りについて
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長は鈴木義仁委員とする。 2 会議録確認者は鈴木義仁部会長及び多賀谷委員とする。 3 第2回部会は晩秋に開催することとし、本日の審議内容を踏まえた審議テーマにかかる報告の素案を事務局で作成することとする。
	<p>事務局</p> <p>本日、委員の皆様には、御多忙の折ご出席いただきましてありがとうございます。経済局消費経済課長の宮口でございます。さて、今回は『地域における高齢者の見守りのあり方について』という第10次消費生活審議会のテーマを審議する施策検討部会の第1回目ですので、部会長選出までの間、事務局で議事進行をさせていただきます。</p> <p>まず、事務局から委員の皆様にお知らせがございます。佐々木委員につきましては、横浜市消費生活推進員の任期が平成27年3月末をもって満了したことに伴い、消費生活審議会委員についても解嘱となりました。後任委員につきましては、横浜市消費生活推進員から選出中ですが、後任の委員が決定するまでの間、欠員1名の17名ということになります。</p> <p>また、4月に市の人事異動の発令がございまして、市民経済労働部長が変わりましたのでご挨拶申し上げます。</p> <p>事務局</p> <p>みなさんおはようございます。市民経済労働部長の小賀野でございます。4月に着任して早々でもなく、既に4か月が経ってしまっているところで『初めまして』ということになってしまい、本当に申し訳ございません。</p> <p>消費生活ということで、誰もが消費者であるという当たり前のことでありながら、自分自身がどういう風に生活の中で感じているのかと思いますと、職業生活の中で公営企業に長らく籍を置いておりましたので、どちらかといえばサービスの提供者として、消費者の皆様方</p>

に安心して安全でなおかつ確実にサービス提供を、気持ちよくしていただくにはどうしたらいいかということ、常々考えながら過ごしてきたかなと思っております。

一方で、自分の職業柄の話だけではなく、毎日毎日多様な形で消費者の安全を脅かすような事態の発生があり、昨日も消費者庁長官が会見をしておりましたが、新聞紙面に全く取り上げられない日はないといった事態になっております。警察沙汰になるような犯罪的な事も含め、先日起きました電気柵の事故、ああいったこともすべて消費者安全ということにつながってくるのだなということで、私としても思いを新たにしているところでございます。

本日は本当にお忙しい中、お足下の悪い中お集まりいただきまして御議論いただけるということで、本当にありがたく思っている次第でございます。ぜひ、忌憚のない御意見をお聞かせいただきまして、今後取りまとめをしていく、また、改めて安全ということで、区を中心にしながら進めてまいります見守りなどについて、貴重な御意見を賜ることができればありがたく思います。雑駁ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

事務局

次に、現在の出席委員について御報告いたします。委員総数7名中、只今6名の方が出席されており、横浜市消費生活条例施行規則第2条の規定により会議開催の定足数に達しております。村委員は本日所用で御欠席という連絡をいただいております。

また、情報公開条例により、本日の審議会は公開となりますので、よろしく願いいたします。本日は傍聴人の方はいらっしゃいません。

なお、本審議会の会議録は、要約いたしますが、原則そのまま委員名と発言内容を公表させていただきますので御承知おきください。

本日は第10次審議会の第1回施策検討部会でありますので、まずは、委員の皆様からお名前と御所属をお願い致します。新しく市民委員の方が加わっております。五十音順でお願いしたいと存じますので、伊藤委員からお願いいたします。

伊藤委員

はい。前は協働促進部に所属しておりました。日本訪問販売協会の伊藤と申します。よろしく申し上げます。

榎本委員

榎本と申します。一般社団法人横浜市工業会連合会の会長をしております。どうして自分がこの席にいるのだらうと、経済局の差し金かなと思います。どちらかというといつも被告

側になると思います。昔であればさーっと終わっていったことが終わらない時代になっていると思います。よろしくお願いします。

鈴木義仁委員

弁護士の鈴木です。第10次審議会では会長をさせていただいております。よろしくお願いします。審議会自体はもう4期目になります。施策検討部会は前回も務めさせていただきました。よろしくお願いします。

多賀谷委員

横浜市消費者団体連絡会の多賀谷でございます。よろしくお願いします。

佐藤委員

市民委員の佐藤です。初めて参加させていただきます。昨年3月まで銀行に勤めておりまして、今はフリーで活動しております。時間ができるようになり、消費生活アドバイザーの資格もありましたので、何かの形で還元したいなということで市民委員に応募させていただきました。市民の目線でお話させていただければと思います。よろしくお願いします。

下嶋委員

市民委員の下嶋と申します。よろしくお願いします。私は昭和45年から横浜市の消費者、エンドユーザー、コンシューマーです。昭和45年、1970年は高齢者の方が7%いるという高齢化社会に突入してから横浜市におります。わずか25年で高齢化の化が取れて高齢社会に突入、現在は超高齢社会になっております。そこで、一人の消費者として、横浜市は行政区で18区ありかなりばらつきがあつて、全国平均より高いところも低いところもあります。ちょうどこの中区が横浜市平均の21%を超えた22%程度の高齢化率です。御指導のほどよろしくお願いします。

事務局

続きまして、事務局の紹介をいたします。小賀野市民経済労働部長です。西村消費生活係長です。児玉職員、佐々木職員です。また、本日は健康福祉局高齢在宅支援課の賀谷課長が出席しております。

<p>議 題</p> <p>(1) 部会長の選出について</p>	<p>事務局</p> <p>それでは、本日の議題の(1)、『部会長の選出について』に移ります。</p> <p>横浜市消費生活条例第11条第3項の規定で部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定めます、御検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>伊藤委員</p> <p>私の方から御提案させていただきます。第10次横浜市消費生活審議会長であり、消費者問題に造詣が深くおられる、鈴木義仁委員を部会長に御提案させていただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>各委員</p> <p>異議なし。</p> <p>事務局</p> <p>それでは、鈴木義仁委員、お引き受けいただけますでしょうか。</p> <p>鈴木義仁委員</p> <p>はい。</p> <p>事務局</p> <p>ありがとうございます。それでは、部会長の席へ移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事進行を引き継ぎますので、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>(2) 会議録確認者の選出について</p>	<p>鈴木義仁部会長</p> <p>よろしくをお願いいたします。今日は第1回目の部会ということにして、第10次の審議会テーマが「地域における高齢者の見守りの在り方について」というなかなか壮大なテーマで、消費生活審議会だけでまかなえるのかという気持ちを抱くと思います。ただ、もちろん、消費生活審議会なので、消費生活に関わる分野に消費生活の観点から見守っていくにはということになると思います。まず、議題(2)の『会議録確認者の選出について』に移ります。</p> <p>審議会と同様、この部会においても会議録の確認者を指名させていただきます。</p> <p>部会でも毎回委員の皆様方の中から2名の方に、持ち回りで会議録の確認をお願いしております。審議会では五十音順で指名させていただいておりましたので、この部会では五十音順の逆から指名させていただきたいと思います。多賀谷委員と私ということになりますが、多</p>

<p>(3) 消費者安全法について</p>	<p>賀谷委員、よろしいでしょうか。</p> <p>多賀谷委員</p> <p>承知しました。</p> <p>鈴木義仁部会長</p> <p>それでは多賀谷委員、よろしくお願いいたします。続きまして、議題（3）の『消費者安全法について』に入ります。今回、消費者安全法が改正されたのを受けて、地域において高齢者の見守りネットワークを作っていかなければならないということで、横浜市の方でもこういうことをテーマに設定したわけですが、消費者安全法がはたしていかなるものか、皆さんがまだ御理解されていない部分があるかもしれませんので、今回はそういったことを確認する機会とします。国の方は「やれ、やれ」と言いますが、実際にやる側になってみますと、地域の実情に合わせてやらなくてはなりません。消費者教育推進法についても、そんなことできっこないじゃないかという、実際にそこまで手が回らないというか、予算と人手がつかうならばできますよ、という声も聞かれます。実際に地方の自治体で、横浜くらいの財政基盤があってもやはり、なかなか財源の措置ができない状況です。消費者安全法の改正内容がどんなもので、今回の審議テーマにどのように関わりがあるのか、まず事務局から説明をお願いします。</p> <p>【事務局から説明1】</p> <p>鈴木義仁部会長</p> <p>では、ただいまの説明について何か御質問等ありますか。地域の見守りネットワークの構築で消費者安全確保地域協議会があるといいなということですが。</p> <p>事務局</p> <p>もう一つ、消費者安全確保地域協議会は新たに作らなくてもいいということです。既にある色々な見守りをしているものを読み替えてもいいということになっています。消費だけでこれだけのものを作るというのはなかなか大変なお話でございます。地域に色々と負担がかかってしまいますので。</p>
-----------------------	--

<p>(4)横浜市の地域の現況について</p>	<p>鈴木義仁部会長</p> <p>よろしいですか。また何かありましたら後でもお伺いしますので。続きまして、議題(4)の「横浜市の地域の現況について」の説明をお願いします。</p> <p>【事務局から説明2】</p> <p>鈴木義仁部会長</p> <p>では、ただいまの説明について何か御質問や御意見はありますか。ここに出ていないことを色々聞かれても、ということもあるかもしれませんが。</p> <p>事務局</p> <p>そうですね。私共も色々な資料から集めているので、ストーリー性がある形になっておらず申し訳ありません。</p> <p>榎本委員</p> <p>こういう説明と今日のテーマとのどういうところで問題等がありますか。</p> <p>事務局</p> <p>国から与えられました命題と言いますか求められていることは、見守りを地域でやってほしいと、地域協議会のようなものを作ってほしいというようなことでございます。それに対して、横浜において何ができるのかということこれから考えていく際に、今、地域がどのような状況にあるのかという資料をお出ししているところでございます。この後、消費の視点も含めた御説明をさせていただくようになります。</p> <p>伊藤委員</p> <p>地方創生の中で地方移住の話が出ておりますけれども、横浜市では今、地方に移住したいという方が増えているとか、そういったものは何か把握されていますか。</p> <p>事務局</p> <p>そういった統計があるかどうかについては今ちょっとわからないんですけれども。移住される方がいらっしゃるということは聞いてございます。統計的には今、手元にはございません。</p>
-------------------------	---

下嶋委員

伊藤委員が心配されているのは、日本創生会議の増田さんが提案されている件だと思うのですけれども。ただ、神奈川県知事の黒岩さんは「必ずしもそうではない」と。それから東京都知事の外添さんも全面的に賛成をされているわけではなくて。なぜかという、介護保険とかケアマネジャーというのは住み慣れた地域で、いきいきとプライドを持って生涯を全うしようというのが平成12年からの介護保険制度の一つの流れです。それをいきなり、過疎を抱き合わせにして、一気に過疎を活性化して、高齢者を場合によっては姥捨て山のようにしてしまうと取られかねない発想なんです。提案をされた増田さんにはそういう意図はないのだと思うのですけれども。ただ、高齢者というのはちょっと素直に受け取れないところもありますから。人によって異なりますから「住めば都だ」という考えをお持ちの方であれば、「じゃあ俺は北海道に行くよ。沖縄に行くよ」とか、そういう御希望がある方ならばいいのですが、それを施策として、もう高齢者はそっちに行きなさいというのは、それはちょっと、弁護士の先生もいらっしゃいますが人権的に問題があるのではないかと思います。

(5) 横浜市
における高齢
者等に向けた
消費安全に資
する地域の見
守りについて

鈴木義仁部会長

高齢者の見守りということなんですけれども、消費生活における見守りの問題ということなので、高齢者全体の問題としては重要ではあるのですが、ここでは消費生活におけるということで、その前提としての基礎的なデータであるとか状況の説明をしてもらっています。今の段階では「そうなのね。」というくらいで、地域における高齢者の見守りに関してなかなかまだイメージがつかないですね。実際に高齢者がどのような状況にあるのかについて、横浜市の福祉保健計画や福祉の状況などを御説明願います。御質問や御意見はまた後からでもお伺いします。

【事務局から説明3】

鈴木義仁部会長

福祉の観点からの御説明がありました。区によっても地域によっても違うということで、おそらく消費生活での見守りに当たってもこういうことを前提に考えないといけないんだな、ということですが、何か御質問等ございますか。

下嶋委員

冒頭に鈴木部会長さんから、消費生活の視点に立ってということでした。最初に事務局か

ら御説明がありました。横浜では消費者センターは上大岡の1か所しかありません。消費生活で新しいネットワークを構築するよりも、例えば市社協、区社協、地区社協、民生委員、自治会、認知症サポーター、グループホーム、特養、居宅介護支援事業者など、色々なメンバーがいます。こういった方たちを活用するというのがイメージではないかと個人的には思います。

一般的に高齢者というと65歳以上ということになりますけれども、いわゆる、ヤングオールドとミドルオールド、そしてオールドオールドとあって、それぞれでかなり違いがあります。消費者問題で問題になるのは、マイルド・コグニティブ・インペアメント (Mild Cognitive Impairment : 軽度認知障害) という認知症予備軍の方で、こういった方がオレオレ詐欺に遭ってしまうとか。ADL、起きたり動いたり歩いたりする動作に関する能力はしっかりしているんですけども、認知症気味の方は騙されやすいということがあります。なので、必ずしも高齢者は65歳以上の全体をひとくくりにするのではなくて、例えば老人福祉法では40歳以上が、法律が改正になっていなければ高齢者の部類に入っていると思います。昔は60歳の還暦で高齢者ということでした。高齢者の定義の仕方はいろいろあるんですね。私たちこの施策検討部会で焦点を絞るとしたら、要介護4とか要介護5で寝たきりになった方は逆にちょっと被害には遭いにくいと思います。かといって逆に全く健康な方が遭いやすいということでもない。高齢者の焦点をどこに絞るかということと、事務局の課長さんがおっしゃられたように横浜市の場合は高齢化率が、昔は若い都市で有名でしたけれども今は超高齢社会ということになっています。その中でも青葉区とか都筑区とかあちらの沿線では高齢化率は低いとなると、自治会の加入率もかなり低いと。高齢化率が高いところの方が自治会町内会の加入率も高い。自治会町内会も消費生活の問題の支える側の大きなファクターですが、老老介護で問題になっているように、今地域にその力があるのかどうか、ということが非常に問題だと思います。あまりにも高齢化してしまうと、地域に投げかけて、このような仕組みで地域包括支援センターを中心にしてやっていきたいと思いますとか、地域ケアプラザのエリアを単位にやっていきたいと思いますということを横浜市一律で提案しても、なかなか難しいような気がするんです。地区別、地区の中でも特に高齢化が進んでいる地域など、昔のニュータウンは今やオールドタウンになっていますから、そういう特殊性がある地域も含めて、どこまで細分化して考えるべきなのか。一つは上大岡にあるセンターがあるのでそこを一つの提案として、個性ある区づくりで18区があり、その中に特殊な地域もあると。そうすると、理想的なのは、中学校単位でやっていくというのが私の一つの案なんですけれども。提言として今、140数か所ありますね、それぞれの個性を捉えて提言するというのは非常に難しいと思います。提言は一本だとするとやはり18区単位に

なるのではないかとこのころでちょっと迷っています。具体的な提案ではなく、こういった問題があるという話で申し訳ありません。

鈴木義仁部会長

最後にまた色々議論をしようと思いますが、気が付いた時に言っていただかないと忘れてしまうかもしれないので。また御意見などを伺っていきますけれども。現状の説明が長いとどうも。

事務局

長くて大変申し訳ございません。

鈴木義仁部会長

福祉の取組などの御説明もありましたが、確かに自治会町内会も、町内会長さんや役員さんなどがみなさん70歳とか75歳を越えているんじゃないかという大変なところもありますよね。他に御質問などはありますでしょうか。

下嶋委員

消費者問題で福祉と一番関係が深い具体的な例としては、昔社会福祉協議会で、地域福祉権利擁護事業というものをしていました。今の名称では、日常生活自立支援事業というものです。

今は各区社協も法人化しており、そこでやっています。金額にして50万円位の日常金銭管理をしています。それ以上になると成年後見制度に移行するようなものです。福祉と消費生活の接点はこのあたりにもあるのかなと思います。

鈴木義仁部会長

ありがとうございます。もう少し資料説明があるようです。続いて横浜市の高齢者の現状ということで説明をお願いします。

【事務局から説明4】

鈴木義仁部会長

ありがとうございました。横浜市の高齢者の現状、地域包括ケアシステムに関して事務局から説明がありました。せっかくお越しいただいておりますので、健康福祉局の賀谷さんか

ら補足等はありませんでしょうか

事務局

賀谷課長は主に地域包括ケアシステムの担当をしています。

事務局

改めまして健康福祉局高齢在宅支援課長の賀谷でございます。経済局から色々と説明をしてもらいましたけれども、一番最後の地域包括ケアシステムというものについては、今回介護保険法が改正になる、介護保険法は3年に1回見直しがされていますけれども、その中で出てきた考え方でございます。ただ、横浜市では地域福祉保健計画でもありましたけれども、かなり以前から地域主体で福祉を進めていくですとか、地域ケアという考え方でやってきていることもありますけれども、改めて介護保険法の中で地域包括ケアシステムを2025年に向けて構築していかななくてはいけないという大きな命題を与えられたということがありますし、横浜市でも2025年には高齢者が100万人近くになる中では非常に重要な課題であると認識しておりまして、今、それをどうしていくのかということの色々とやっているところです。そういう中で何を御説明していこうかなと思いますが、資料3はこれからですか。

鈴木義仁部会長

よかったら資料3の説明を先にお願ひします。

事務局

では先に資料3の御説明をさせていただきます。

【事務局から説明5】

鈴木義仁部会長

では賀谷課長お願ひします。

事務局

私は高齢在宅支援課におりまして、高齢者の在宅生活に関する仕事をしております。今回、高齢の方の地域における生活の中で消費という視点からどのように見守りをしていけばよいのかというお話がありました。消費に限らずなんですけれども今、地域で高齢者の方をどのように見守っていくのかということを考えております。今日ご説明いただいた中で、一つ

は地域福祉保健計画がありました。地域福祉保健計画というのは先ほどの説明でもありましたように高齢に限らず、子どもや障害など、幅広い地域の福祉保健の仕組みで、テーマ別の計画として地域包括ケア計画があります。正式に言うとは横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と言いまして、介護保険法の方で作らなくてはならない事業計画です。どちらでも地域の中でみんなが協力して福祉を進めていくという視点では共通しているものでありますが、特に高齢者に関しては先ほどお話されていきました地域包括ケアシステムというものを作っていかなくてはいけないとか、言われたから作らなきゃというより、そういう風にしていかないとこれから高齢者が増えて大変な事になりますよという状況にありますので、横浜市としてもこれを進めていこうとしているということでございます。

その際に、先ほど消費の方では消費の視点から高齢者を見守る地域協議会というものを作るとか、消費生活協力員と言いましたか、新しいものが明記されていましてけれども、非常に近い形のもので横浜ではすでになされています。地域福祉保健計画の方で御説明がありました地区別計画は、各地区で地域内の全体的な色々なテーマを議論する場がございまして、そこには連合町内会の会長さんであるとか、先ほどお話にあった高齢の方に限らず福祉の観点で地域の方と行政を結びつける役目を持っている民生委員さんが守秘義務を守りながら関わっていらっしゃいます。

高齢の方の地域包括ケアシステムという話でいきますと、先ほどの説明の中には出てこなかったのですが、新しく地域ケア会議というものがありまして、これはもう少し具体的に個別の高齢の方をどういう風に支えていかれるかということ、一般的には介護保険制度の中ではケアマネジャーさんがしておりますが、この会議はケアマネジャーさんだけに限らず、先ほど出ておりました地域包括支援センターが音頭を取りまして、関連する支援者や地域の方々、あるいは行政、それから専門家ということで弁護士さんや行政書士さんのような、権利擁護に関わる御専門の方も含めて参加していただいて、その方をどのように支えていくかということ議論する場が新しくできました。これは個別の方について議論をする場から、個別の会議を重ねる中で、包括レベル、先ほど出ていた地域ケアプラザのエリアのレベルで共通の課題について議論し、さらにそれを区レベルで議論していくということが想定されています。いまは、順次そういった議論をやり始めたところです。実はその中で、個別ケース、認知症の一人暮らしの方や、一人暮らしではないにしても、なかなか支援することが難しいケースというのが増えております。そういう中で、私は以前港北区にいたんですけども、実際に消費者被害といいますか、色々なものを買わされてしまったというケースも実際にありました。そういった方を地域の方々が近所で見張っていて、なんか怪しい車が来たぞ、とかけつけてストップさせるとかですね、あるいはそういう方でもっといろいろな事がわからなくなってしまう方については、後見人という制度があるんですよということを、地域ケ

ア会議の場に行政書士さんなどに参加していただいてそういう話をしていただいたり、場合によっては社協が、先ほど下嶋委員が権利擁護の仕組みについてお話されておりましたが、現在はあんしんセンターというものがございますので、そういったものを御紹介したりということをしておりますので、ある意味この場で語られているようなことがもう少し大きくくりの中では実施されているのではないかという風に思っております。

高齢者を地域で見守るというのはとても大きな命題なんですけれども、その中の一つの要素として消費者被害ということも、現在認知症の方が非常に多くなっておりますので、大事なテーマかなと考えているところでございます。

鈴木義仁部会長

ありがとうございます。御質問や御意見などありますでしょうか。

榎本委員

私は金沢区なんですけれども、地域に民生委員がいないんですよ。うちの女房はなり手がいないということを言っていました。区に行って地域の老人がどうなっているのかを教えてもらいに行ったりしていましたが、地域にはそういうことをやる人がいなくなってしまう。そうすると他の地区でも「あそこにはいないんだったら、うち（の地域）にもいなくなっちゃいけないじゃないか」となってしまう。ですから、地域のボランティアの方がいるんだという前提で成り立っている社会というのはどうなのかなと。それから、そのようなボランティアをやるということが社会的に非常に尊敬されるんだとか、社会的に見てどうなんだというそういう仕組みを作っていくとやる人がいなくなり成り立たなくなるのではないのでしょうか。説明を聞いていても現実を直視されていないのではないかと感じてしまいます。

事務局

もう一つ補足させていただいてもよろしいでしょうか。先ほど地域包括ケアシステムの構築というなかで、これも下嶋委員からもお話がありましたが、元気な高齢者の方がどういう風に地域で活用できるのかということがポイントの一つとして挙げられています。本当に地域でくまなくお一人お一人がこういうシステムを構築していくという中では、そのお一人お一人御自身を含めて、みんなでやっていかなきゃいけないという中で、75歳以上の高齢者はかなり要介護の状態になってくるということはあるんですけども、前期高齢者などまだまだお元気な高齢者もいらっしゃいますので、そういった方々の力をうまく発掘していただいて、生きがいも兼ねて、御自身の介護予防も兼ねて、地域で活動していただきたいということが地域包括ケアシステムの中に盛り込まれております。

榎本委員

問題はそういった仕組みをどうやって作るということじゃないですか。

事務局

それが地域包括ケアシステムの構築という一つの命題ですので、横浜市でも今までですとシルバー人材センターということでしたけど、もう少し幅広い職業案内をしていくような窓口を作ってやっていこうということがあります。介護の方ではヘルパーさんの養成のところに高齢者の方に参加していただくですとか、そういったことを少しずつ進めているところがございます。

下嶋委員

よろしいでしょうか。榎本先生の御意見をうかがっていて、非常にわかるのです。一つ提案なんですけれども、地域における見守りの担い手の中に、榎本先生がおっしゃるようにボランティアを大事にするシステムの構築を入れたらいいと思うんですよ。ここにちょっと話が脱線しますが、私は以前さわやか清掃というのをやっていたんです。個人の家の前はさわやか清掃というのですが、会社とか商店の前というのは、さわやか清掃に出てこない。会社や商店は法人で、こういう法人を地域における見守りの担い手の中にいわゆる工業会ですとか、商店街だとか、ここでは民生委員となっていますが、正確に言うと民生児童委員さんですね、民生児童委員さんにこれ以上負担をかけるより、例えばコンビニのお兄さん、お姉さんや郵便配達の人とか、普段地域を回っている人を地域における見守りの担い手に加えていかないと、どんなに立派なシステムを推進されていても、榎本先生が心配されている様に地域そのものが疲弊し、弱っていますから、それに代わるものを充てないと、一生懸命インスパイアしても無理なんじゃないかと思います。それをどうするかといったことについては、やはりインセンティブを与えないと、ちょっとした御褒美をあげるとか、高校生にいい社会体験だからやってみてはと勧めるとか。自治会町内会や、消費生活推進員、老人クラブなどというのはかなり以前から図式化されたものであって、先ほど榎本さんがおっしゃられたようにシステムの構築でスクラップドアンドビルドがうまくいけばいいんですけど、私はもっと新しい風を吹き込んでいく方がいいと思います。

鈴木義仁部会長

ありがとうございます。第1回ですので、いろんなお考えをだしていただいて。

佐藤委員

私ははじめて出ささせていただいて、ちょっと一言思ったことを。初めて聞く用語がいろいろ飛び交ってきて、横浜市の現状をお話しいただいてすごくわかったんですが、例えば消費生活推進員というものはあったかもしれないけれども、私は今日初めて聞く言葉なんですね。地域包括ケアシステムというのもそうです。ということは、私は横浜市の広報などはマメに読んでいるつもりなんですけれども、知らなかったことがずいぶんあるなという風に思いました。例えば、消費生活推進員はいらっしやらない区が5区あるということだと、私以上に知らないという方が結構いらっしやるんだと思うんです。マンパワーが足りないよということは勿論なんですけれども、もっと広報面で知らしめるということももっとやっていただけるといいのかなと思いました。

私は昨年会社を退職しまして、割と自由な時間ができるようになり、何かやりたいと思っ、て、こういう委員に応募したのですけれども、私の周りにも同じように退職してボランティアとか何かしたいけれどもやるきっかけがない、という方がずいぶん多いんですね。そういう社会貢献的な活動をしたいという方が。私はマンションに住んでいますけれども隣近所を見ても、前期高齢者位の年代の方が多くて、とてもお元気で。時々仕事もするけれどもそれ以上に社会貢献的な活動をしたいという方も多いので、そういう方たちのためにもっとそういう情報を知らしめることができたらいいのではないかと思います。

鈴木義仁部会長

ありがとうございます。他にもございましたら御自由に。感想でも結構です。1回目なので具体的な提言ということはあまりないかと思いますが。

多賀谷委員

民生委員を知り合いがしておりますけれども、ものすごい重労働だと聞きます。「ボランティアだから」とよく言われますが、「されどボランティア」で、ボランティアというのは聞こえはいいけれども、一回足を踏み入れてしまうと抜けられないと聞きます。地域の町内会などで保健の役員をしても、「一人世帯の家に行ってはいけないよ」といわれます。

「2、3人で訪問してね。」と。声をかけるのに非常に困った経験はありました。「町内会でやっていきましょう」とか「〇〇をやりましょう」というのは、聞こえはすごくいいけれども、実際にやる人はプレッシャーを感じますし、精神的にストレスも多いです。

地域に根差している高齢者に声をかけ、地域の方と話をして、「ぼーっと座っていたら声をかけましょうね」と。言う方は気楽に言えるけれども、実際にそういう場面に立った時に、多分声はかけられないでしょうし、素通りしてしまう方がほとんどだと思います。

「見守り」と一概にいうけれども、これはすごく、対人間との付き合いですので、大変な事だなぁって思います。本当はこういうことをみんなで話し合わなくっても、その地域で暮らしている皆さんがそういう思いを持っているならば何の問題もないと思うんです。ただ一概にはできないということを私は活動を通して感じています。

あとは、やっぱり、ボランティアという言葉を使うのはやめましょうっていつも思います。

下嶋委員

多賀谷先生にまったく同意見です。実はですね、働いていて、ヘルパーさんなどの活動をしていると、労働基準法で守られます。話は少し脱線しますがけれども、問題になるところは超過勤務の問題かなと思います。ただ、ボランティアの場合は夜中だろうがなんだろうと、「ちょっと来てほしい」とか「今これに困っているからやってほしい」など、ボランティアに頼り切ってしまう場合があります。お一人暮らしならまだしも。

割とお近くに息子さんとか娘さんが住んでいるのに、特殊犯罪詐欺ですか、「オレオレ詐欺」の被害に遭って。息子から電話がかかってきたとってだまされてしまう。近くに肉親がいるのに「ちょっとボランティアをお願い」と。こういう意識を変えるということ、ここは消費者教育の部門ですか、きちんとやってもらわないと。要するにボランティアだからなんでも頼んじゃっていいとか、息子と娘とは疎遠で、その結果落とし穴に落ちて引っかかってしまう。消費者問題一つだけではなくて、家族のあり方だとか人間関係だとか、ボランティアのあり方だとか。それ全体を社会で議論しないと、ここは消費者問題、ここは賀谷さんが言っている福祉の問題、これは認知症の問題、そうじゃなくて社会全体が一つにつながっているはずですから、それを議論していただきたいと思っています。

榎本委員

皆さん方の議論を聞いていると、消費者被害や「オレオレ詐欺」に関して、受ける消費者側が被害者で、やる方は悪い。だけど契約行為においては自己責任という部分もあると思うので、市はやはり被害に遭わない、そういう教育を高齢者に対してもっとするべきではないでしょうか。

下嶋委員

先ほどの説明でも独居の方がかなり増えています。そうすると、電話がかかってくるついで、ほろっと来てしまう。例えば黒いネコでも白いネコでもネズミを捕るネコはいいネコだというように、電話をかけてきて話をしてくれる人はいい人だと。それは集団詐欺だろうとその人にとってはいいんですよ。それがあって一時高齢者は癒されるんです。

「オレオレ詐欺」の被害者や消費者トラブルの被害者は、認知力が低下している方だけではなく、普通のお母さんだったりします。自分で新幹線に乗って東京まで出てこれたり、自力で飛行場まで行けたりする、移動の能力はある、そういう方がだまされるというのは、さびしいということがあるんです。

榎本委員

そういうことであれば、自分で地域との関わりを持つようにするとか、そういう行動をとる必要もあるのではないのでしょうか。

下嶋委員

佐藤委員が先ほどおっしゃったように、やはり何かきっかけが必要だと思います。

家族がちゃんと機能していれば被害はかなり減ると思うんです。犯罪者は一時やさしさを与えるようになってしまっているところがあるのだと思います。

鈴木義仁部会長

家族のあり方論も含めていくとなかなか解決するのが難しいですね。

伊藤委員

よろしいでしょうか。自分は団塊の世代で、6年前に女房を亡くしまして、都内で一人で住んでいます。別居の娘はいるのですが。こないだ、去年だったか民生委員の方が様子を見に来ましたけれども、ちょっとびっくりしました。一つは夜の8時過ぎに訪問してきたこと。もう一つは体の調子などを聞かれるのですが、ちょっとショックでした。民生委員さんの活動の時間とかは何か決まっているとかあるのでしょうか。いつでもいいのですか。

事務局

御対象の方のいらっしゃる時間にといいこともあるかもしれません。昼間訪問したけれども御不在だったとか。お会いできるまで何回か訪問されているかもしれません。

伊藤委員

昼間不在だからかもしれません。ただ、年代にもいろいろな方がいらっしゃいますから。自分は本当に大丈夫だよ、と思ってしまいましたが。65歳以上になると訪問の対象になるのでしょうか。

事務局

横浜市の場合は、75 歳以上の一人暮らし高齢者の方の名簿というのがございまして、その名簿を基にお伺いするようにしています。あとは、民生委員さんが御自身の中で、もしかして、と思われて訪問するというのもございます。熱心な方ほど若い方のところでも見に行かれているのかもしれない。

伊藤委員

ちょっとショックを受けました。

下嶋委員

ふつうは区役所から 65 歳になられると調査票をお送りしているんですね。「外出されていますか」とか「最近痩せましたか」とか。BMI という指標がありますが、そういう項目が。その調査票を記入して出すと、特定高齢者か一般の高齢者に振り分けられて、特定高齢者のグループに入ると積極的にロコモの予防、足腰が弱らないようにだとか、認知症予防などの予防教室を紹介されます。一端として民生委員さんにもそういう情報が入ったり。日の出から日没までの間にいらっしゃらない方への対応は別途されていると思います。

伊藤委員

後になってからはありがたいなと思ったんですけども。

榎本委員

うちの女房が区役所に行った際には、高齢者のことを区役所は教えてくれないっていうんですよ。そういうことはないんですか。

事務局

個人情報についてはお教えしていません。民生委員さんには個人情報保護の守秘義務がありますので、民生委員さんのお仕事として個人情報を集めて、心配なことがあれば区役所に相談してもらっていますが、それぞれのケースによってです。民生委員さんの担当地区で心配な方がいらっしゃった時には逆にこちらが、民生委員さんにこの方を御存知ですかとお聞きすることもあります。

今は、75 歳以上の一人暮らしの方の名簿をお渡ししているということが横浜市の事業としてございます。何年前に孤立死が問題になったことがありまして、75 歳以上の一人暮らしの方全員を民生委員さんに確認してもらおうということになり、それは継続してやって

おります。65 歳以上の方に先ほどお話があったのは、おそらく介護保険証が送られるのですが。特定高齢者は予防事業がまたちょっと変わりますので。地域の中で、なるべくお元気なうちから、色々と活動されていたらいいなということがあります。

下嶋委員

鈴木先生も御存じだと思いますが、災害弱者ということで法令が一部改正になって、法人化した管理組合とか、そういうところには情報を渡してもいいようにと。

事務局

そうですね。それは協定を結んでということになります。

下嶋委員

個人情報保護絶対主義というわけじゃなくて、変わってきています。

事務局

それは要介護の方や障害の方ですとか、一定の条件のもとに横浜市がスクリーニングした方の名簿を地域の、もっぱら連合町内会等と協定を結んだ上でのことです。災害時要援護者の名簿ということです。

事務局

災害の時にこの方がお身体が悪い方がいるから、その方をみんなで助けに行って、避難支援ができるように、そういった方がどこにいらっしゃるのかという名簿です。

下嶋委員

以前はそれすらも個人情報保護でブロックされていました。

鈴木義仁部会長

なかなか難しいですね。大分時間も迫ってきました。福祉の方面では地域の仕組みなど、具体的に動き出しているものもあるし、担い手の問題、新たな担い手の問題などいろいろありますね。防犯関係はどうなのでしょう。警察とか。

事務局

防犯の観点からはやはり警察と、区では区連合町内会で、安心協議会のようなものを組織

して、そこに警察の方も加わって、地域の方がパトロールとか防犯情報を得て活動に活かしているというものがあります。ただ、区ごとに色々なやり方があります。

鈴木義仁部会長

緑区で呼ばれたことがあって、防犯の話の他に消費者被害防止の話をしたことがあって、思い出したんですけれども。第1回ということで、地域における高齢者の見守りのあり方について今後審議会の中で検討していくにあたっての状況についての説明が長くなりましたけれども、他に御意見とか御感想はございますか。

下嶋委員

初めて参加しまして確認したいのですが、どういったスケジュールでどの程度の成果を出さなければならないのでしょうか。それによっては姿勢を変えますので。

鈴木義仁部会長

ではスケジュールの概略を事務局からお願いします。

事務局

第10次のテーマは安全法の関係から出てきているのですが、横浜として消費の見守りをどういう風にやっていったらいいかというのがテーマでございます。来年の9月までが、第10次審議会でございますので、そこまでで御結論といいますか方向性をお示しただけならばと思っております。そこで安全法に基づく横浜市での見守りのあり方がお示しただけならばと思います。その関係上、本日が第1回目ということでございましたが、横浜の現状を知っていただくということで説明が長くなり申し訳ありませんでした。

横浜は非常に大きな所帯でございますので、本日いただいた御意見等をまとめ、関係各所にもヒアリング等を行います。それらから、案のようなものを第2回目くらいにお出しできたらと考えております。少しお時間を頂戴しまして、晩秋といいますか、冬くらいになるかと思いますが、第2回の施策検討部会を開催させていただければと思います。

そこでいただいた御意見と、各所と再度調整しまして修正等を進めまして、来年度には2回くらい開催させていただければと思っております。

施策検討部会の案ができましたところで、審議会本体にも御意見をお聞きしてという形で進んでいきますので、現状で考えているスケジュールは以上です。

鈴木義仁部会長

施策検討部会で提言をまとめていきまして最終的には審議会からの意見ということになるのですが、次回には大まかな方向、基本的な考え方を出示してもらってということになると思います。消費生活に関しての見守りということも冒頭にも申し上げましたけれども、単体で独立してどうするというだけではおそらくないだろうということは、皆さんもお感じになられたと思います。地域における高齢者を見守りということだと、やはり福祉部門との連携なしには難しいと思いますので、例えば、既存の仕組みを活かしつつ、消費者被害、私が言うところの契約上の問題だけのようになりますけれども、それだけではなく安全面からの被害というもの、製品事故とか使い方によって発生するトラブルなども含めて、福祉部門の方にも消費者被害といった視点を持っていただけると違うのかなという気もしますし。逆に町内会の役員などになりますと、班長さんは何年間に一度やればいいのか、また町内会の定例会に行って市の広報をもらって来て回せばいいかとかくらいで一年が過ぎていき、なかなか大変であるのはわかっておりますけれども。地域における自治会町内会を見守りの中でどう位置づけられるのかとかありますね。他に御意見等ございますか。

下嶋委員

質問をしてもよろしいでしょうか。この問題は全国レベルだと思うんですね。地域における高齢者を見守りというのは横浜だけじゃなくて、名古屋や京都にもあると思うんです。そうすると提言として出すのは、一般論としての地域における高齢者を見守りということか、あるいは先ほど宮口課長さんから御説明があったように横浜市の場合、少子高齢化の進展など1980年でもまだ高齢化率6.2%だった。ところが全国レベルでは1970年代には国連が定義する高齢化率を越えているところもある。私が若いころの横浜は若い横浜でした。いつの間にか超高齢社会の21%を超えていて、これからは後期高齢者が一気に増えていく。横浜市独自を出すとなると、横浜市の中でも青葉区や都筑区のような非常に高齢化率が低いところと栄区や旭区などのように高齢化率が高いところがある。そうするとどういったところをベースに提言をしていったらいいのかのイメージがつかないんですが。

鈴木義仁部会長

横浜市としての、ということがありますので、まずは一般的な提言ということではないと思います。横浜市の実情を踏まえた提言になって、具体的にどこまで踏み込めるのか、区ごとに鶴見区はこうで中区はこうで、というようには提言の中では踏み込めないと思います。そうすると、基本的な考え方で高齢化率が高いところではこういうことが、地域や区によっても高齢化率が非常に高い地域はこうである、とか、そのくらいの感じになるのではないかと

と個人的には思っています。

榎本委員

国からのというテーマじゃないんでしょうか。国の方からこういうことをしなさいという。

鈴木義仁部会長

安全法でやりなさいと。

榎本委員

じゃあこれは国が出して来れば、みんな同じようなテーマでもってそれをまた国がまとめていくんですか。

事務局

国はまとめないです。

鈴木義仁部会長

各地域ごとに考えていきなさいということですね。

事務局

あくまでもこのスキームでできますよ、できるのでどうぞ、ということで国は大枠を示すだけなんです。今の安全法の消費者の問題だけでなく、あらゆることが地域協議会という名前を被せればいいんじゃないかと思うほど、国は地域協議会を作っているですよ、ということ言います。作れ、ではなく、作ってもいいですよ、どうですか、どうですか、と色々な問題に対して言うのです。ところが実際にはやはり横でつながりあっていることもありますので、そうはいつでもすべてに対しての対応をまとめてすることもできずに一つ一つのテーマについて、どこまでできるのかどんなことができるのかを…

榎本委員

温暖化対策なんて言うと、すぐに何千万補助金が出ます。そうすると金沢区ではグリーンバレーだとか言って補助を受けて進めていく。そういうこととは違うんですか。補助金が出てきてどうか。

事務局

補助金が出るということではないですね。

鈴木義仁部会長

お金も人もこなくて、「こういうことをやったらいいですよ」という。

事務局

今のお話に出ていた温暖化ということであれば、例えば電気自動車を購入したら補助が出るとか、EVステーションを作るとかですね、そういったハード整備にはなかなか行きづらいこともありますし、地域の実情があまりにもバラバラですし、先ほど御説明させていただいたように消費生活推進員、こういった仕組み、制度を持っているのはおそらく横浜が一番進んでいると思うのですが、そういいながら区ごとでのバランスはよくなってきているという現状がございますので、全体に向けてと言いながら全体でもない、というむずかしさ、難しいテーマに結論というものはないのかもしれませんが、皆様からの御意見をいただきながら、何らかの横浜モデル的なところまでいけたらいいと思っております。

下嶋委員

横浜モデルができるのであれば、横浜の特徴は包括支援センター、中学校区に作っているというのは横浜だけなんです。先ほどケアプラザと一緒にされていましたが、ケアプラザと包括が違うのは、例えば港南区では特養の中に包括が一個あり、だから数が遭わないということがあります。包括支援センターを中学校区に1つ作るというのは、他都市にはない例なんです。こういったものを一つのとっかかりにしてやれば、厚労省、これは内閣府ですか総務省ですか、とにかくびっくりするような案が出るかもしれません。

事務局

国の組織は消費者庁になります。

鈴木義仁部会長

ということで、そろそろ定刻も近づいてまいりました。皆さんから色々と御意見を頂戴しましたので、これらを踏まえて案を作るというのなかなか大変だとは思いますが、どうしてもこれは原案というかたたき台は事務局の方で作ってもらわないと議論も進みませんので、今日の各委員の御意見・御感想を踏まえて、今の段階ではラフなものになるかと思いま

	<p>すが、事務局に案の作成をお願いします。先ほどの御説明では晩秋くらいに、ということでしたが、年内位ですかね。</p> <p>事務局</p> <p>そうですね。また色々なところにも聞いたりしないといけませんので。</p> <p>鈴木義仁部会長</p> <p>また第二回にも御出席いただいて色々御議論いただければと思います。他にはよろしいですか。日程はまた、調整していただく事になろうかと思ひます。本日はまともではおりませんが、第1回施策検討部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>資料</p> <p>1 議事次第</p> <p>2 施策検討部会委員名簿</p> <p>3 資料2 (36頁)、資料3 (6頁)、資料4 (10頁)</p>